

はじめに

国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、その第4条第2項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」と規定されました。また、盲・ろう・養護学校から特別支援学校に転換すること等を内容とした学校教育法等の一部を改正する法律が、平成19年4月1日に施行されます。

特別支援学校は、在籍する児童生徒等の一人一人のニーズに応じた教育を行うとともに、小・中学校等の障害のある児童生徒等の教育への助言・援助を行うことが求められています。また、小・中学校等においては、LD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対する適切な教育を行う必要があります。これらのことを行うためには、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上が不可欠です。

広島県教育委員会では、特別支援教育の専門性に基づく授業改善を図るとともに、児童生徒等の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実を目指しています。そこで、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図るため、平成18年2月に「盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブック」を作成し、盲・ろう・養護学校並びに市町立小・中学校に配布しました。そして、このたび、平成18年度から実施している「特別支援教育充実事業」における「特別支援教育授業改善推進事業」の一環として、本ハンドブックを作成しました。

本ハンドブックは、初めて小・中学校の通常の学級におけるLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒の教育、通級による指導、特別支援学級における障害のある児童生徒の教育、そして、特別支援学校における各障害種に対応した教育に携わる先生方に対して基礎的・基本的事項を示すことをとおして、幼児児童生徒への教育をより充実することを目的として作成しました。

本ハンドブックの活用により、特別支援教育や障害に対する理解が深まるとともに、一人一人の障害の状態等に応じた支援が一層促進され、広島県の特別支援教育が充実することを心から期待しています。

平成19年3月

広島県教育委員会